中津市立深水小学校いじめ防止基本方針《概要》

【いじめ防止委員会】 管理職・教務主任・生活指導主任・（養護教諭）
学校いじめ防止基本方針の作成・見直し　年間指導計画の作成　校内研修等の企画・立案

- □年間指導計画の実施
- □いじめ防止委員会・いじめ防止研修会・いじめ防止に係るスキルアップ研修の実施

いじめの予防段階

- ・いじめをしない
- ・いじめをさせない
- ・いじめを許さない

□学級経営の充実
- ・互いを尊重する人間関係づくり
- ・自己有用感や自己肯定感の育成
- ・規範意識の高揚

□学習指導の充実
- ・学びに向かう集団づくり
- ・意欲的に取り組む授業づくり

□特別活動，道徳教育の充実
- ・学級活動・全校活動の充実
- ・道徳的実践力の育成
- ・「特別の教科　道徳」参観公開授業の実施
- ・ボランティア活動の推進
- ・いじめ防止のための授業の実施
- ・児童会によるいじめ防止の取り組み

□人権教育の充実（全教育活動で）
- ・いじめ防止対策推進法の周知徹底
- ・４視点での人権教育の実施
- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

□情報モラル教育の充実
- ・ネットリテラシーの育成

□児童とのコミュニケーションの確立
- ・日常的声かけの実施

□児童の安全確認
- ・休み時間の児童の見守り

□教育相談の充実
- ・個人面談の定期開催

□保護者・地域との連携
- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

早期発見の段階

- ・児童の些細な変化を見逃さない
- ・気付いた情報を教職員で確実に共有する
- ・いじめが疑われる場合は速やかに対応する

【学校】 ← 報告　今後の対応の周知

- □児童への声かけ
- □教育相談
- □連絡ノート
- □定期的アンケート調査
- □いじめ相談窓口
- □いじめ問題に関する校内研修
- □情報交換（週１回）

【家庭】 ← 報告・説明

- □夕食時等での会話
- □アンケート調査

【地域】 ← 報告・説明

- □登下校での関わり
- □学校応援団での関わり
- □放課後・休日等における関わり

いじめに係る情報・いじめが疑われる情報

【いじめ防止委員会】
管理職　教務主任
生活指導主任
学級担任　SC　SSW
教育相談コーディネーター

＜事実確認＞
【担当者】
- □生活指導主任
- □学級担任
- □関係職員
- □教育相談コーディネーター

【確認方法】
（1）聞き取り
- □被害児童
- □加害児童
- □周辺児童
- □保護者（家庭訪問）
- □地域住民（訪問）

（2）アンケート
- □児童－学級・全校
- □保護者

＜判　断＞
- いじめ不認知
- いじめ認知レベル判断

中津市教育委員会への報告

早期発見のための取組の見直し
いじめ予防（未然防止）のための取組の見直し

早期対応の段階

- ・いじめを受けた児童を守る
- ・組織的にいじめに対応する
- ・教育委員会と密に連絡・相談する

重大事態対応の段階

- ・重大事態に組織的に対処する
- ・同種の事態の発生を防止する

【いじめ対策委員会】※「いじめの深刻度レベル」等により構成員を決定
管理職　教務主任　生活指導主任　　関係職員　教育相談コーディネーター
学校外部者（SC・SSW・医師・弁護士・中津市教育委員会事務局等）

レベルⅡ以上

今後の対応の検討

＜具体的対応＞
- □いじめを受けた児童への支援
- □いじめを行った児童への指導
- □友人，知人（観衆，傍観者）への指導・支援
- □いじめを受けた児童の保護者・家庭との連携
- □いじめを行った児童の保護者・家庭との連携
- □ＰＴＡ・学校評議員・地域住民との連携
- □医療機関・児童相談所・適応指導教室・臨床心理士・弁護士等との連携
- □警察との連携

※ネットいじめの場合は，上記の対応に準じて以下の対応を実施
- □全校児童への指導・支援
- □書き込みサイトへの削除依頼

重大事態の認定（レベルⅣ・

＜具体的対応＞
- □中津市教育委員会への重大事態発生の報告
- □重大事態発生に係る事実関係を明確にするための調査
- □いじめを受けた児童・保護者への調査によって明らかになった時事実関係等の提供
- □中津市教育委員会への調査結果の報告
- □いじめ解決への今後の指導方針の決定・指導体制の確立

継続指導・経過観察

事態収束の判断

いじめ予防（未然防止）のための取組の見直し
早期発見のための取組の見直し

取組の修正
取組の修正
取組の修正